

静岡市税条例等の一部改正について

静岡市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例等の一部を改正する条例
(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例(平成15年静岡市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の5条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第6条の2 市長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予(以下「徴収の猶予」という。)をする場合において、同条第3項又は第5項の規定により、特に必要があると認めるときは、当該猶予をする金額を当該猶予をする期間内において、当該猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、前項の規定により徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下「徴収の猶予期間の延長」という。)を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、当該分割して納付し、又は納入させることとした者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限

(2) 各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、当該変更を受けた者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 変更後の各納付期限又は各納入期限

(2) 変更後の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(徴収猶予の申請手続等)

第6条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収の猶予の申請をしようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)

(2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(4) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(5) 当該猶予を受けようとする期間

(6) 分割納付又は分割納入の方法によることを求める場合にあつては、その旨(分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(7) 猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価格及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の住所又は所在地及び氏名又は名称)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項で規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後猶予を受けよ

うとする期間に係る収入及び支出の見込みを明らかにする書類

- (4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
(2) 第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）
(2) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
(3) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
(4) 猶予期間の延長を受けようとする期間
(5) 第1項第6号及び第7号に掲げる事項

6 法第15条の2第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 猶予の延長を受けようとする日における財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
(2) 猶予の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後猶予の延長を受けようとする期間に係る収入及び支出の見込みを明らかにする書類
(3) 猶予の延長を受けようとする金額が50万円を超える場合には、令第6条の10に定める書類その他担保の提供に関し必要となる書類

7 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

8 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予)

第6条の4 市長は、法第15条の5第1項の規定による職権による換価の猶予をする場合において、同条第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、特に必要があると認めるときは、当該猶予をする金額を当該猶予をする期間内において、

当該猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第6条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項に規定する条例で定める書類は、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

4 法第15条の5の2第2項に規定する条例で定める書類は、第6条の3第6項第1号から第3号までに掲げる書類とする。

(申請による換価の猶予)

第6条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 市長は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下「申請による換価の猶予」という。）をする場合において、同条第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、特に必要があると認めるときは、当該猶予をする金額を当該猶予をする期間内において、当該猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第6条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請による換価の猶予の申請をしようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）

(2) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(3) 第6条の3第1項第3号から第7号までに掲げる事項

5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める書類は、第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、第6条の3第5項第1号から第5号までに掲げる事項とする。

7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める書類は、第6条の3第6項第1号から第3号までに掲げる書類とする。

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日

とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第6条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 猶予に係る金額が50万円以下である場合

(2) 市長が担保を徴することができないと認める特別の事情がある場合

第7条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第26条第3項中「第5号の5様式」の次に「、第5号の5の2様式」を加え、同条第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第31条第1項中「7月5日」を「同月30日」に、「8月15日から9月5日」を「8月1日から同月31日」に、「10月15日から11月5日」を「10月1日から同月31日」に、「1月15日から2月5日」を「1月1日から同月31日」に改める。

第43条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)

第58条第6項中「同項第2号」を「同項第1号」に改める。

第67条第2項第1号、第68条第2項第1号、第70条第1項第1号並びに第71条第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第75条第1項中「5月10日」を「同月30日」に、「7月15日から8月5日」を「7月1日から同月31日」に、「12月15日から翌年1月10日」を「12月1日から同月31日」に、「2月15日から3月5日」を「2月1日から同月末日」に改める。

第77条第2項第1号、第80条第1項第1号及び第81条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項中「6月5日」を「同月31日」に改める。

第94条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第95条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)」に改め、同条第3項

中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第124条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第138条第1号中「及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第149条第1項第1号及び第2項第1号並びに第151条第6項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第156条第1項中「5月10日」を「同月30日」に、「7月15日から8月5日」を「7月1日から同月31日」に、「12月15日から翌年1月10日」を「12月1日から同月31日」に、「2月15日から3月5日」を「2月1日から同月末日」に改める。

附則第18条を次のように改める。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る特例）

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（同条第13項の規定により当該申告特例通知書の送付がなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第19条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合を含む。）は、5分の3とする。

附則第19条の2に次の1項を加える。

10 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第20条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人

番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号及び第8項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改め、同条第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改め、同条第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第29条の2第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第35条の2の見出し中「附則第15条第36項」を「附則第15条第18項等」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第15条第18項に規定する都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合（都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合を含む。）は、5分の3とする。

附則第55条第1項第1号、第3項第1号、第5項第1号及び第7項第1号中「及び氏名又は名称」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第56条第1項第1号ア中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の次に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。）」を加え、同号イ並びに同条第2項第1号ア及びイ、第3項第1号ア及びイ、第4項第1号ア及びイ、第5項第1号ア及びイ、第6項第1号ア及びイ、第7項第1号ア、第8項第1号ア並びに第9項第1号ア中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の次に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

（静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、第12条の改正規定中「、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（平成25年政令第245号。以下「令」という。）」に改め」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第26条第7項、第43条第2項、第67条第2項、第68条第2項、第70条第1項、第71条第1項及び第2項、第77条第2項、第80条第1項、第81条第1項、第94条第2項、第95条第2項（「納期限前7日」を「納期限」に改める部分を除く。）、第124条第2項、第138条、第149条第1項及び第2項、第151条第6項、附則第20条第1項から第10項まで、附則第29条の2第2項から第4項まで、附則第55条第1項、第3項、第5項及び第7項並びに附則第56条第1項から第9項までの改正規定並びに附則第5項、第7項、第10項、第15項、第17項、第18項、第19項及び第23項の規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中第6条の2から第6条の6まで、第7条及び第95条第2項（「納期限前7日」を「納期限」に改める部分に限る。）の改正規定並びに次項から第4項まで及び第16項の規定 平成28年4月1日

(3) 第1条中第31条第1項、第75条第1項、第90条第2項及び第156条第1項の改正規定並びに附則第6項、第11項、第14項及び第21項の規定 平成29年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）第6条の2、第6条の3及び第6条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項から第4項までにおいて「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第6条の4及び第6条の6（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予について

は、なお従前の例による。

- 4 新条例第6条の5及び第6条の6（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

- 5 新条例第26条第7項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われたこの条例による改正前の静岡市税条例（以下「旧条例」という。）第26条第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

- 6 新条例第31条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の普通徴収に係る個人の市民税について適用し、平成28年度分までの普通徴収に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

- 7 新条例第43条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に行われる新条例第43条第2項の規定による申請について適用する。

- 8 新条例附則第18条の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 9 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 10 新条例第67条第2項第1号、第68条第2項第1号、第70条第1項第1号、第71条第1項第1号及び第2項第1号、第77条第2項第1号、第80条第1項第1号並びに第81条第1項第1号並びに附則第20条第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、附則第29条の2第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに附則第55条第1項第1号、第3項第1号、第5項第1号及び第7項第1号（固定資産税に係る部分に限る。）の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第67条第2項第1号、第68条第2項第1号、第80条第1項及び第81条第1項並びに附則第20条第1項、第2項及び第4項から第10項まで、附則第29条の2第2項並びに附則第55条第1項、第3項、第5項及び第7項に規定する申告書、新条例第70条第1項並びに第71条第1項及び第2項に規定する申出書並びに新条例第77条第2項並びに附則第20条第3項並びに附則第29条の2第3項及び第4項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第67条第2項第1号、第68条第2項第1号、第80条第1項及び第81条第1項並びに附則第20条第1項、第2項及び第4項から第10項まで、附則第

29条の2第2項並びに附則第55条第1項、第3項、第5項及び第7項に規定する申告書、旧条例第70条第1項並びに第71条第1項及び第2項に規定する申出書並びに旧条例第77条第2項並びに附則第20条第3項並びに附則第29条の2第3項及び第4項に規定する申請書については、なお従前の例による。

11 新条例第75条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

12 新条例附則第19条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される平成27年改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

13 新条例附則第19条の2第10項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

14 新条例第90条第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

15 新条例第94条第2項第1号並びに第95条第2項第1号及び第3項並びに附則第56条第1項第1号ア及びイ、第2項第1号ア及びイ、第3項第1号ア及びイ、第4項第1号ア及びイ、第5項第1号ア及びイ、第6項第1号ア及びイ、第7項第1号ア、第8項第1号ア、第9項第1号アの規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第94条第2項並びに第95条第2項及び第3項に規定する申請書並びに附則第56条第1項から第9項までに規定する書類について適用し、同日前に提出した旧条例第94条第2項並びに第95条第2項及び第3項に規定する申請書並びに附則第56条第1項から第9項までに規定する書類については、なお従前の例による。

16 新条例第95条第2項（「納期限前7日」を「納期限」に改める部分に限る。）及び第3項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に係る経過措置）

17 新条例124条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第124条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に係る経過措置)

- 18 新条例第138条の規定は、平成28年1月1日以後に行われる新条例第138条の規定による報告について適用し、同日前に行われた旧条例第138条の規定による報告については、なお従前の例による。

(事業所税に係る経過措置)

- 19 新条例第149条及び第151条の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第149条第1項及び第2項に規定する申告書及び新条例第151条第6項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第149条第1項及び第2項に規定する申告書及び旧条例第151条第6項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(都市計画税に係る経過措置)

- 20 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 21 新条例第156条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 22 新条例附則第35条の2第1項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。
- 23 新条例附則第55条第1項第1号、第3項第1号、第5項第1号及び第7項第1号（都市計画税に係る部分に限る。）の規定は、平成28年1月1日以後に提出する附則第55条第1項、第3項、第5項及び第7項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例附則第55条第1項、第3項、第5項及び第7項に規定する申告書については、なお従前の例による。